

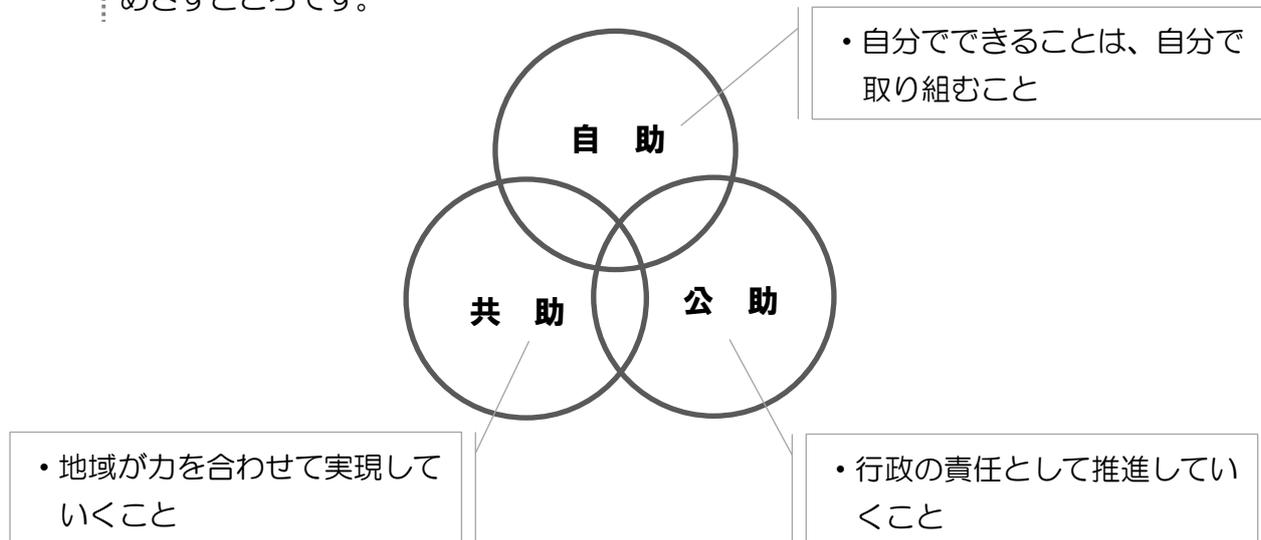
第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉の考え方

地域では、介護を必要とする高齢者や障害者（児）、子育て中の親、ひとり暮らしで話し相手がない人、言葉や文化の違いで戸惑っている外国人など、さまざまな支援を必要としている人が生活しています。今日の地域で生じる課題は多様化しており、その解決のための手段や資源も多様なものが求められます。地域における人と人とのつながりや、地域の組織の力などで解決できる課題も多く、そうした「自助¹」・「共助²」の視点から地域福祉施策を推進していくことが必要です。

また、現在、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭への福祉施策は、それぞれの分野の制度の下で充実されつつありますが、地域福祉の分野では、これらの分野別施策だけでは充足できない福祉課題を扱っていくことも重要なテーマとなります。そうした「公助³」としての機能の充実を図っていくことも重要です。

支援が必要な方々の生活上の問題や悩みに対して、地域住民一人ひとりの主体的な参加や活動である「自助」、町内会や社会福祉事業者やボランティア⁴、NPO⁵などによるサービスである「共助」、さらには行政の公的サービスである「公助」が連携し互いに力を発揮しあい、安心できる地域社会を実現していくことが、地域福祉のめざすところです。



¹ 日常生活のなかで生じる課題について、自分と家族とが支え合い、解決に向けて努力すること。

² 地域住民が互いに助け合い、よりよい地域づくりのために協働すること。

³ 自身や家庭、もしくは地域等では解決できない問題を、国や県、自治体が支援すること。

⁴ 自発的で自由な意思に基づき、社会貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。基本的に無償で行われる。

⁵ 民間の営利を目的とせず、社会的活動を行う団体。NPO法人と呼ばれる法人格を持つものだけでなく、市民活動団体やボランティア団体等もこれに含まれる。

2 地域福祉計画策定の背景

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進するために、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」の3つの事項について、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動の関係者等の意見を反映させ市町村が策定することが規定されています。

地域福祉計画は、地域で暮らす全ての人が自ら地域と関わり、生涯を通して生き生きと自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のため、行政と地域、事業者、ボランティア、福祉団体等が協働して、様々な生活課題を解決できるよう、取り組んでいくための指針となるべき計画です。

本市では、社会福祉法の規定等に基づき、平成24年3月に白山市地域福祉計画を策定し、「思いやりのこころでつなぐ 白山のK I ZUNA～絆～」を基本理念として、“町内会活動の活性化”、“地域活動拠点及び相談支援体制の整備”、“地域住民による見守りネットワークづくり”、“要支援者対策”の4つを重点施策として取り組み、積極的に推進してきました。

しかし、核家族化、少子化などによって、地域のつながりが薄れ、地域でお互いが助け合い、支え合うといった相互扶助の機能が失われつつあります。地域で支援を必要としている人のニーズからみると、介護や家事の援助もさることながら、地域社会や家族との関係の希薄化や孤立によって生じるものも少なくありません。また、平成23年3月の「東日本大震災」、平成28年4月の「熊本地震」等の大規模災害の経験から、地域における支え合い、助け合いの大切さがあらためて浮き彫りになりました。地域での生活を継続していくためには、日常的で柔軟な見守りなどの支援がより必要とされています。

このような状況において、誰もが安心して暮らし続けられるよう市民の福祉意識を高め、地域福祉活動を通して新しい支え合いのまちづくりを進めることが求められています。

第2次白山市地域福祉計画においては、1次計画での進捗状況の評価、アンケート調査等を踏まえた地域課題の見直しを行い、1次計画の基本理念及び基本目標を踏襲し、地域住民同士の“絆”を深め、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らし続けることができる支え合いのまちをつくりあげていくための取組みを定めたものとしします。

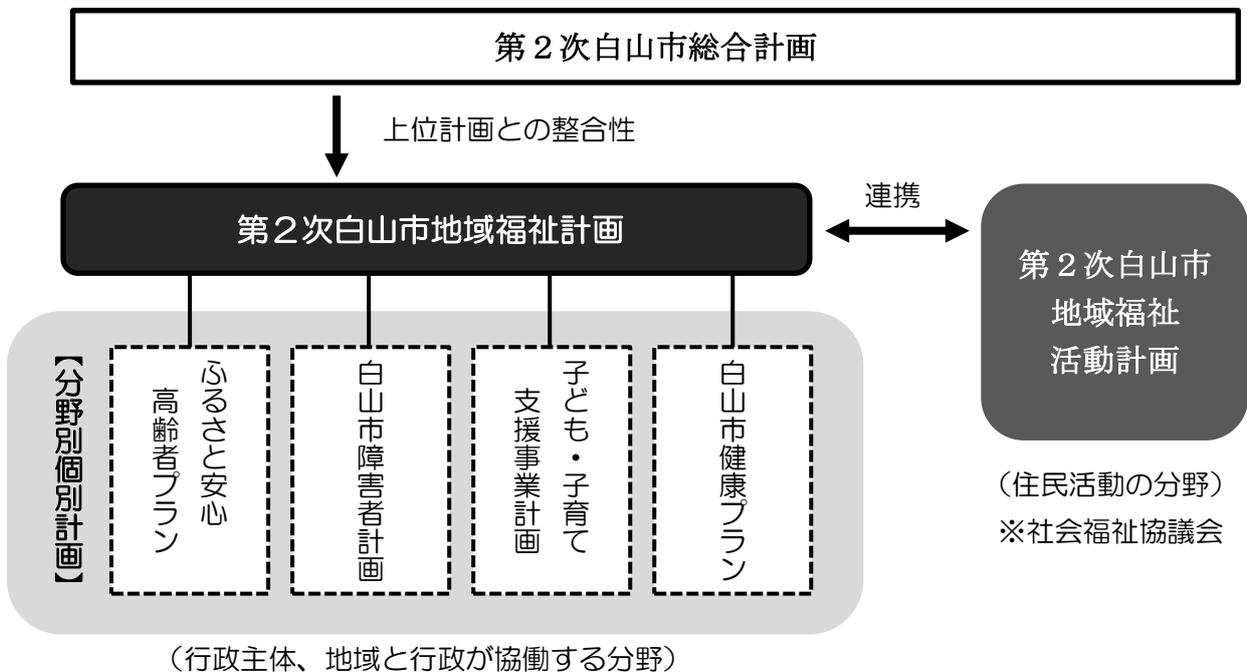
3 計画の目的

少子高齢化や核家族化など、家庭や地域での生活環境が著しく変化していく中、地域住民が地域の生活課題を見つけ出し、お互いに助け合い、協力しながら、課題の解決をめざしていくことができる福祉コミュニティ⁶を確立していくことが必要となります。そのために行政と住民や地域社会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、社会福祉事業者などがそれぞれの役割を發揮し、相互連携と協働により様々な生活課題を解決できるよう取組んでいくための仕組みづくり、「地域福祉」を推進するため、この計画を策定しました。

4 計画の位置づけ

本計画は、白山市総合計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障害者などすべての人を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すとともに、白山市社会福祉協議会が策定する「白山市地域福祉活動計画」と相互に連携がとれた計画とします。

■関連計画との整理イメージ



⁶ 地域住民が主体的に福祉に関心を持ち、行政とともに福祉サービスの提供や、課題の解決・質の向上に取り組む共同体。

5 計画の期間

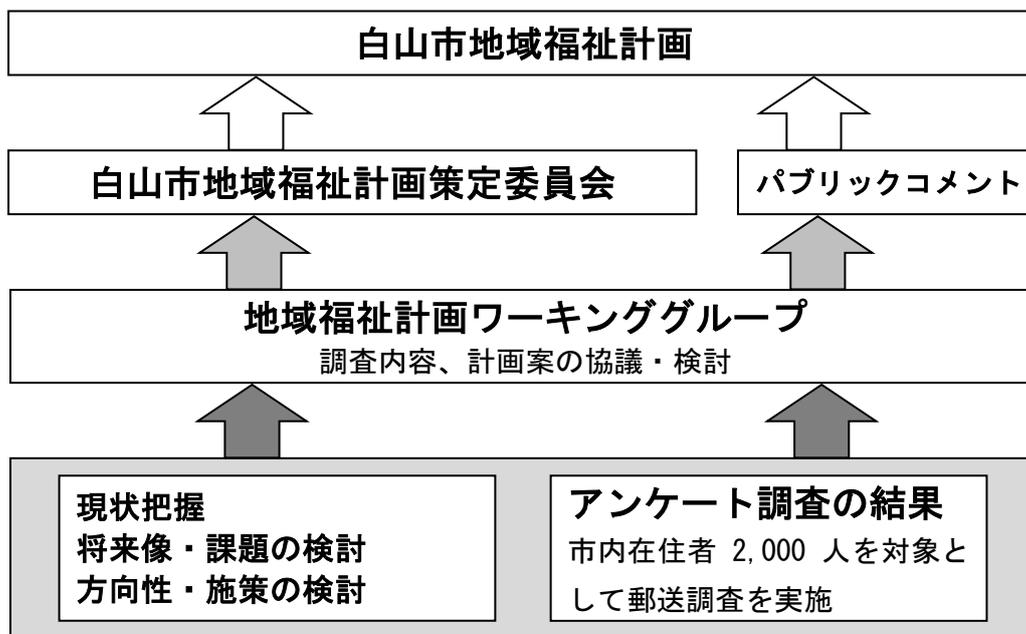
計画は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年次とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	年度
← 第1次白山市地域福祉計画						← 第2次白山市地域福祉計画 →					

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉事業所、社会福祉協議会、民生委員児童委員⁷、老人クラブ連合会の代表など福祉関係団体、保健・医療関係者、公募による地域住民等で構成する「白山市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

さらに、策定委員会において検討した計画案について、ホームページ等で広く市民の方々に公表し、ご意見を計画に反映しました。



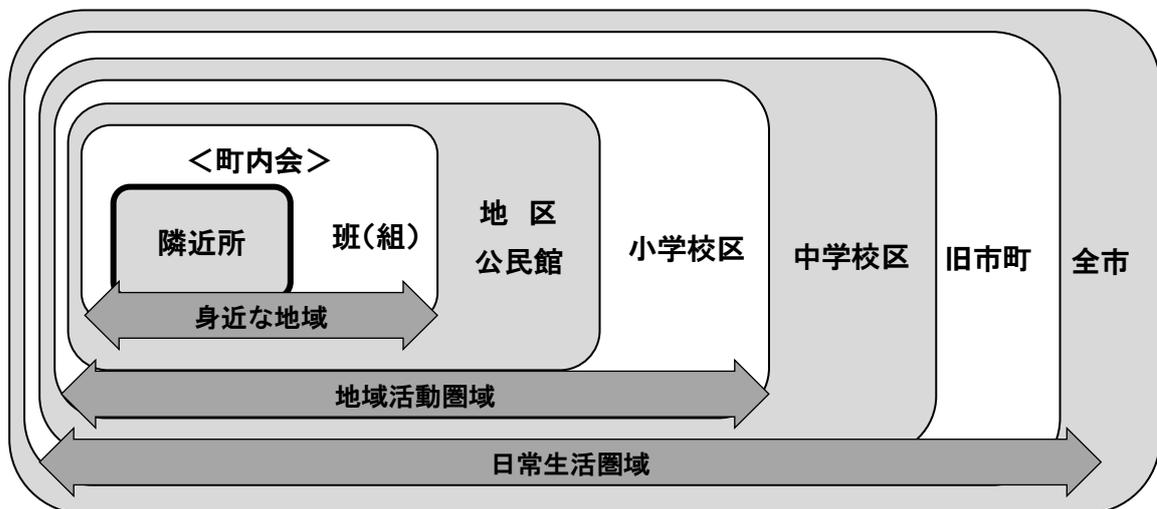
⁷ 厚生労働大臣に委嘱され、行政や関係団体と連携を図りながら、地域住民に対して見守りや相談、課題解決に向けた支援を行う人。なお、民生委員は児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。

7 地域の捉え方

地域福祉の「地域」とは何かを考えると、普段からの隣近所としての付き合いや、地域の活動単位としての「班（組）」や「町内会」等、人によって、また地域によってその捉え方は様々です。

この計画においては、地域に根ざした身近な行動地域として「身近な地域」、地域活動を進めていくうえでの圏域としての「地域活動圏域」、さらに広域な地域福祉活動や日常生活を送るうえで連携している圏域を「日常生活圏域」としています。そして、これらが連携して「全市」の活動につなげるという考え方で計画を推進します。

■平野部での地域のイメージ



■白山ろくでの地域のイメージ

